未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名：教育委員会事務局

頁	整理番号	債権名	所管部署（連絡先）
1,2	001	高等学校授業料	教育委員会事務局学校経営管理センター学務担当（6115-7832）
3,4	002	学校給食費	教育委員会事務局学校経営管理センター学務担当（6115-7832）
5,6	003	就学援助費	教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当（6115-7653）
7,8	004	学校園における給与誤支給にかかる別途戻入の未納金	教育委員会事務局学校経営管理センター給与・システム担当（6115-7873）
9,10	005	「業務委託」契約解除に伴う契約違約金及び延滞損害金	教育委員会事務局総務課調達グループ（6208-9078）
11,12	006	臨時職員報酬等の戻入	教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（6208－9197）
13,14	007	大阪市立図書館Webサイトバナー広告掲載料	教育委員会事務局中央図書館企画・情報担当（6539-3327）
15,16	008	高等学校等奨学金貸付金返還金	教育委員会学事課奨学金債権管理G（6208-9058）
17,18	009	高等学校等奨学金遅延損害金	教育委員会学事課奨学金債権管理G（6208-9058）
19,20	010	高等学校等奨学金訴訟費用	教育委員会学事課奨学金債権管理G（6208-9058）
21,22	011	就学援助制度否認定における医療費援助費の戻入	教育委員会事務局指導部教育活動支援担当学校保健G（6208-9141）
23,24	013	支払済み損害賠償金にかかる求償金	教育委員会事務局総務課法務・広報グループ（6208-9079）

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	学校経営管理センター　学務担当	債権整理番号（3ケタ）	001	債権名	高等学校授業料	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア＝前年度のテ	イ	ウ＝ア−イ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝ア−カ	ク＝エ÷ウ	ケ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス＝サ＋シ	セ＝コ−ス	ソ＝サ÷コ	タ＝ス÷コ	チ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ＝キ＋セ
平28実績	39,874	0	39,874	3,981	456	4,437	35,437	10.0%	11.1%	1,483,993	1,480,493	0	1,480,493	3,500	99.8%	99.8%	97.4%	97.4%	38,937
平29実績	38,937	−1	38,938	3,746	247	3,992	34,945	9.6%	10.3%	1,458,765	1,455,989	0	1,455,989	2,776	99.8%	99.8%	97.5%	97.5%	37,721
平30当初目標	36,506	0	36,506	4,163	3,319	7,482	29,024	11.4%	20.5%	1,482,635	1,482,635	0	1,482,635	0	100.0%	100.0%	97.9%	98.1%	29,024
平30実績	37,721	0	37,721	2,939	1,534	4,473	33,248	7.8%	11.9%	1,439,124	1,436,388	0	1,436,388	2,736	99.8%	99.8%	97.5%	97.6%	35,984
令元当初目標	29,024	0	29,024	3,310	5,875	9,185	19,839	11.4%	31.6%	1,482,635	1,482,635	0	1,482,635	0	100.0%	100.0%	98.3%	98.7%	19,839
令元努力目標	35,984	0	35,984	3,598	3,434	7,032	28,952	10.0%	19.5%	1,479,459	1,476,500	0	1,476,500	2,959	99.8%	99.8%	97.7%	97.9%	31,911
令2当初目標	31,911	0	31,911	3,191	5,628	8,819	23,092	10.0%	27.6%	1,479,459	1,476,500	0	1,476,500	2,959	99.8%	99.8%	97.9%	98.3%	26,051

3．30年度決算における未収債権の状況　（件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			95	111		46				252		26						26	278
	残高			5,512	18,868		4,314				28,694		4,554						4554	33,248
現年度	件数		52								52								0	52
	残高		2,736								2,736								0	2,736

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	324 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	330
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	35,984

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債務名義が確定している未納者については、金融機関に対する照会を行い、差押対象債権が確認できた場合には、順次、裁判所に差押請求の申立てを行う。 ・長期高額滞納者に対して弁護士による滞納整理等の業務委託を行う。	・現年度分については、学校での初期対応が重要となるため、就学支援金の申請状況の確認と併せて学校との連携を密にするとともに、必要に応じて学校に訪問指導等を行う。 ・状況に応じて弁護士による滞納整理等の業務委託を行う。 ・本市職員滞納者調査を行う。 ・引き続き、30年度新入生にも全員に対して未納が発生した場合に財産調査を行う旨の同意書を求める。
取組実績	・32年度末までに時効が到来しする債務名義確定者全員について金融機関に対して預金口座照会を実施したが確認できなかった。 ・高額未納者等に対して弁護士へ滞納整理にかかる業務委託を実施、委託対象額2,783,544円に対し、841,300円を回収(回収率30.2%) ・30年度新入生全員に対して未納が発生した場合に財産調査を行う旨の同意書を求め、全員から同意書を回収。	・就学支援金の未申請者に対して、学校を通じて可能な限り、申請漏れ等の確認や聞き取りを実施した。 ・弁護士による滞納整理業務委託については、現年度での未納状況として、対象者が出なかった。 ・市職員滞納者調査を実施し、30年度については該当者がいなかった。
課題	・催告書を送付しても連絡がない未納者や、分納誓約書や納付計画書の提出に応じない未納者が存在する。 ・法的措置を実施し、債務名義を取得する過程で財産調査等の同意書の提出を求めているが、それに応じないケースが多くあり、強制執行に時間と労力を要する。	授業料の納付方法としての口座振替の活用に関しては、システムの改修費に多くの経費が必要となる一方で、大半の生徒が就学支援金の受給対象となる状況から、実施についてはなお検討が必要である。
改善策	「令和元年度の取り組み内容による」	「令和元年度の取り組み内容による」

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・債務名義が確定している未納者については、金融機関に対する照会を行い、差押対象債権が確認できた場合には、順次、裁判所に差押請求の申立てを行う。 ・長期高額滞納者に対して弁護士による滞納整理等の業務委託を行う。	・現年度分については、学校での初期対応が重要となるため、就学支援金の申請状況の確認と併せて学校との連携を密にし、受給対象者の申請漏れを防止するとともに、必要に応じて学校に訪問指導等を行う。 ・状況に応じて弁護士による滞納整理等の業務委託を行う。 ・本市職員滞納者調査を行う。 ・引き続き、令和元年度新入生にも全員に対して未納が発生した場合に財産調査を行う旨の同意書を求める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	学校経営管理センター　学務担当	債権整理番号（3ケタ）	002	債権名	学校給食費	債権区分	私債権

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア＝前年度のテ	イ	ウ＝ア−イ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝ア−カ	ク＝エ÷ウ	ケ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス＝サ＋シ	セ＝コ−ス	ソ＝サ÷コ	タ＝ス÷コ	チ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ＝キ＋セ
平28実績	113,311	14	113,297	51,546	0	51,560	61,751	45.5%	45.5%	7,066,285	6,967,436	0	6,967,436	98,849	98.6%	98.6%	97.8%	97.8%	160,600
平29実績	160,600	0	160,600	73,748	0	73,748	86,852	45.9%	45.9%	6,640,903	6,568,158	0	6,568,158	72,745	98.9%	98.9%	97.7%	97.7%	159,597
平30当初目標	176,836	0	176,836	67,652	0	67,652	109,184	38.3%	38.3%	6,914,736	6,914,736	0	6,914,736	0	100.0%	100.0%	98.5%	98.5%	109,184
平30実績	159,597	0	159,597	63,421	0	63,421	96,176	39.7%	39.7%	7,103,037	7,026,621	0	7,026,621	76,416	98.9%	98.9%	97.6%	97.6%	172,592
令元当初目標	109,184	0	109,184	29,205	0	29,205	79,979	26.7%	26.7%	7,505,900	7,505,900	0	7,505,900	0	100.0%	100.0%	98.9%	98.9%	79,979
令元努力目標	172,592	0	172,592	70,072	0	70,072	102,520	40.6%	40.6%	8,168,016	8,073,689	0	8,073,689	94,327	98.8%	98.8%	97.6%	97.6%	196,847
令2当初目標	196,847	0	196,847	79,919	0	79,919	116,928	40.6%	40.6%	8,168,016	8,086,335	0	8,086,335	81,681	99.0%	99.0%	97.6%	97.6%	198,609

3．30年度決算における未収債権の状況　（件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数			513	287		457				1,257							1,349	1,349	2,606
過年度	残高			31,492	21,814		14,478				67,784							28,392	28,392	96,176
現年度	件数		3,208		17		198				3,423								0	3,423
現年度	残高		69,781		530		6,105				76,416								0	76,416

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	4,987 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	6,029
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	172,592

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・29年度実施した他都市調査を踏まえ、児童手当受給と連動した未納解消方策の検討・実施を図る。 ・高額未納者を中心に弁護士への滞納整理等の業務委託を行う。 ・各学校と連携し、過年度債権の債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図る。 ・法的措置実施に向けた体制を強化することで予告通知に対しても納付意思を示さない未納者への法的措置をより厳格に実施する。	・29年度実施した他都市調査を踏まえ、児童手当受給と連動した未納解消方策の検討・実施を図る。 ・状況に応じて、弁護士への滞納整理等の業務委託を行う。 ・口座振替利用を促すため、啓発ビラにその旨の内容記載する。 ・学校のリーダ研修を利用し、弁護士による債権管理の講座を実施する。 ・本市職員滞納者調査を行う。
取組実績	・児童手当の支給時期前に当たる9月、1月に、未収金について児童手当からの納付を促すように催告書兼納付書の送付を実施したり、分納誓約交渉をする際も、児童手当支給月に通常より増額して返納するように返済計画を立てるなど、児童手当と絡めた対応を実施した。 ・高額未納者等に対して弁護士への滞納整理業務委託を実施、委託対象額46,056,349円に対し、15,930,085円を回収した(回収率34.6%) ・学校と連携し、29年度を中心に過年度債権の未納者に対し債務承認を得る取り組みを実施⇒債務承認の得られなかった者には、次年度当初に法的措置を実施予定。 ・裁判所に対して法的措置(支払督促申立)を226件、強制執行(差押請求申立)を6件実施済。	・児童手当の支給時期前に当たる9月、1月に、未収金について児童手当からの納付を促すように催告書兼納付書の送付を実施したり、分納誓約交渉をする際も、児童手当支給月に通常より増額して返納するように返済計画を立てるなど、児童手当と絡めた対応を実施した。 ・口座振替の利用促進については、新入生や転入生に対して利用を促す周知ビラや制度周知の資料などに内容を盛り込んで配布した。。 ・債権管理の講座については、リーダ研修との日程が合わず未実施。 ・市職員滞納者調査を実施し、37名に対して個別催告を実施。なお未納の1名について所属の人事担当に納付指導を依頼し完納された。
課題	・未納者の中には再三の催告に対して、分納誓約書の提出や連絡もなく納付意思を示さないケースもある。	・債権管理については、未納対策要綱やマニュアルに基づき債権管理に取り組んでいるが、学校担当者の債権管理に関するさらなる意識向上を図る必要がある。 ・口座振替利用率のさらなる向上をめざす必要がある。
改善策	「令和元年度の取り組み内容による」	「令和元年度の取り組み内容による」

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き、児童手当受給者については手当支給と連動した未納解消方策の検討・実施を図る。 ・高額未納者を中心に弁護士への滞納整理等の業務委託を行う。 ・各学校と連携し、過年度債権について分納誓約など債務承認を得ることにより時効到来日の延期を図る。 ・再三の催告にも反応せず納付意思を示さない未納者に対しては法的措置をより厳格に実施する。	・引き続き、児童手当受給者については手当支給と連動した未納解消方策の検討・実施を図る。 ・状況に応じて、弁護士への滞納整理等の業務委託を行う。 ・口座振替利用を促すため、啓発ビラにその旨の内容記載する。 ・学校のリーダ研修等を利用し、債権管理について理解向上を図るための学習会を実施する。 ・本市職員滞納者調査を継続して実施し未納解消を図る。。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由　すべての政令指定都市において、給食費の公会計化が実施されているわけではないため

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　　位

② 過年度徴収率　大阪市　45.9%　／ 政令指定都市平均　　現年度徴収率　大阪市　98.9%　／ 政令指定都市平均　99.7%　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　97.7%　／ 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	学校経営管理センター事務管理担当	債権整理番号（3ケタ）	003	債権名	就学援助費	債権区分	私債権

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	57	0	57	0	0	0	57	0.0%	0.0%	34	0	0	0	34	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91
平29実績	91	−1	92	0	0	−1	92	0.0%	−1.1%	0	0	0	0	0	—	—	0.0%	−1.1%	92
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
平30実績	92	0	92	0	0	0	92	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	—	—	0.0%	0.0%	92
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
令元努力目標	92	0	92	92	0	92	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権 ③−C	③−D	③−E、F	③−G	①	②−A		②−B	③−H	回収債権 ①〜⑨ 計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩〜⑯ 計	合計 ①〜⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		2								2								0	2
過年度	残高		92								92								0	92
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	92

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	債務者の生活状況等を把握し、文書・電話を併用しながら、今後も納付交渉を行い可能な限りの債権回収に努め、納付状況の改善を図るため、前年度より文書・電話連絡回数を増やす。また、在籍校との連携を密にし、きめ細かな世帯状況の把握を行っていく。	－
取組実績	債務者への連絡及び生活状況等の把握に努め、とりまく環境に改善が見られていないことを確認できている。 今後も引き続き交渉を行い、納付状況の改善に努め、債権回収を目指す。	－
課題	債権者の生活状況の改善が見られないため、債権回収に至っていない。	－
改善策	文書・電話での督促回数の増やしていき、債権回収につなげたい。	－

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	債務者の生活状況等を把握し、文書・電話を併用しながら、今後も引き続き、納付交渉を行い可能な限りの債権回収に努め、納付状況の改善を図るため、前年度より文書・電話連絡回数を増やす。また、在籍校との連携を密にし、きめ細かな世帯状況の把握を行っていく。	－

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局 学校経営管理センター	課・担当	給与システム担当	債権整理番号（3ケタ）	004	債権名	学校園における給与誤支給にかかる別途戻入の未納金	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	1,363	0	1,363	126	0	126	1,237	9.2%	9.2%	7,439	7,159	0	7,159	280	96.2%	96.2%	82.8%	82.8%	1,517
平29実績	1,517	0	1,517	450	0	450	1,067	29.7%	29.7%	8,990	8,339	0	8,339	651	92.8%	92.8%	83.6%	83.6%	1,718
平30当初目標	1,008	0	1,008	225	783	1,008	0	22.3%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	22.3%	100.0%	0
平30実績	1,718	0	1,718	350	0	350	1,368	20.4%	20.4%	34,151	33,587	0	33,587	564	98.3%	98.3%	94.6%	94.6%	1,932
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	1,932	0	1,932	681	783	1,464	468	35.2%	75.8%	0	0	0	0	0	－	－	35.2%	75.8%	468
令2当初目標	468	0	468	270	0	270	198	57.7%	57.7%	0	0	0	0	0	－	－	57.7%	57.7%	198

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	1	2								3				1				1	4
過年度	残高	372	212								584				784				784	1,368
現年度	件数	10									10								0	10
現年度	残高	564									564								0	564

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	14 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	14
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,932

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・交渉中のものについての調査を進め、徴収または整理をおこなっていく。 ・分割納付による納付についても積極的に案内していく。 ・整理債権については、他所属を参考にしながら整理を図っていく。	・未納対応のため、「大阪市 債権管理の手引き」にもとづき、引き続きすみやかな収納を図っていく。 ・給与金戻入通知の納付期限に納付のなかった職員に対し所属長、事務長を通じ、職員の支払意思を確認する。 ・戻入額が多額である等で、納付期日の延長や分割納付により納付が可能であることを案内し、未納の発生を可能な限り減らしていく。
取組実績	・現住所の発覚した滞納者については、継続して督促状と納付書を送付した。 ・居所不明者について、住民票の請求によって所在の確認をおこなった。	・取り組み内容のとおり実施した。
課題	・居所の把握ができている滞納者のうち、催告書や督促状を送付しているが、反応のない者がいる。 ・電話での督促も行っているが、応答がないため効果が見込めない。	・毎月の戻入件数が多いため、退職者等の対応が遅れてしまう傾向がある。 ・退職者で連絡が取れなくなるものが多々見受けられ、対応が困難になっている。
改善策	・交渉中のもののうち、再三の催告書、督促状の送付や、電話での督促に対して何の反応もない者については、支払督促申立等の法的措置を検討する必要がある。	・未収の収納状況を定期的に確認する。 ・未収になりやすい退職者等への納付書作成や送付等の対応を迅速に行う。 ・件数が多い分、どのように催促をおこなっていくと効率がよいのかを検討し、今後の業務に活かしていく。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・交渉中のものについての調査を進め、徴収または整理をおこなっていく。 ・債務者と連絡の取れなくなったものについては、調査等を実施し法的措置に移行する。 ・新規に発生した未収金について、迅速な対応を行えるように課内で調整する。 ・整理債権については、他所属を参考にしながら整理を図っていく。	・未納対応のため、「大阪市 債権管理の手引き」にもとづき、引き続きすみやかな収納を図っていく。 ・納付書・納入通知書の作成頻度を見直し、未収になりやすい退職者への迅速な対応を行う。 ・給与金戻入通知の納付期限に納付のなかった職員に対し所属長、事務長を通じ、職員の支払意思を確認する。 ・戻入額が多額である等で、納付期日の延長や分割納付により納付が可能であることを案内し、未納の発生を可能な限り減らしていく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	総務課	債権整理番号（3ケタ）	005	債権名	業務委託契約解除に伴う契約違約金及び延滞損害金	債権区分	私債権

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	19,103	14,794	0	14,794	4,309	77.4%	77.4%	77.4%	77.4%	4,309
平29実績	4,309	0	4,309	0	0	0	4,309	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,309
平30当初目標	4,309	0	4,309	0	0	0	4,309	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,309
平30実績	4,309	0	4,309	0	0	0	4,309	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,309
令元当初目標	4,309	0	4,309	0	0	0	4,309	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	4,309
令元努力目標	4,309	0	4,309	0	4,309	4,309	0	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数										0				2				2	2
	残高										0				4,309				4,309	4,309
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	2 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	2
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	4,309

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	破産管財人からの配当連絡を待ち、未収債権の回収若しくは整理を行う。	―
取組実績	100%の未収金の回収を目指すが、破産手続き中であるので、破産債権の届出を行い、破産管財人からの配当をもって回収を行う。	―
課題	債務者の破産手続終結決定を確認した。	―
改善策	不納欠損処理予定。	―

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	今年度中に不納欠損処理する。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	教育活動支援担当	債権整理番号(3ケタ)	006	債権名	臨時職員報酬等の戻入	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	−	合計(過年度＋現年度)	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「−」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝(エ＋サ)÷(ウ＋コ)	ツ ＝(カ＋ス)÷(ア＋コ)	テ ＝キ＋セ
平28実績	436	0	436	0	0	0	436	0.0%	0.0%	700	179	0	179	521	25.6%	25.6%	15.8%	15.8%	957
平29実績	957	−159	1,116	1	0	−158	1,115	0.1%	−16.5%	0	0	0	0	0	−	−	0.1%	−16.5%	1,115
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	−	−	0	0	0	0	0	−	−	−	−	0
平30実績	1,115	−42	1,157	42	0	0	1,115	3.6%	0.0%	0	0	0	0	0	−	−	3.6%	0.0%	1,115
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	−	−	0	0	0	0	0	−	−	−	−	0
令元努力目標	1,115	0	1,115	1,115	0	1,115	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	−	−	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	−	−	0	0	0	0	0	−	−	−	−	0

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類		回収債権 ③−C	③−D	③−E、F	③−G	①	②−A		②−B	③−H	回収債権 ①〜⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権 ⑩〜⑯計	合計 ①〜⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		15								15								0	15
過年度	残高		1,115								1,115								0	1,115
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権:{(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)} → ⑭} 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	7 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	15
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,115

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き、債務者と連絡の取れる方法（電話・メール）により、督促を行い徴収に努めつつ、本人と連絡が取れない場合の対応策を労働基準監督署や入国管理局を通じて行うことができないか相談する。	―
取組実績	・債務者と連絡の取れる方法（電話・メール）により、督促を行ったが、応答がなかった（配達記録等で届いていることが確認できる場合と確認が取れない場合とがある）。また、労働基準監督署等に対応策を相談したが、現住所や連絡先などが不明であった。	―
課題	・引き続き、債務者と連絡の取れる方法（電話・メール）により、督促を行い徴収に努めるが、すでに出国している者や連絡が取れない者についての対応が必要である。	―
改善策	・引き続き、債務者と連絡の取れる方法（電話・メール）により、督促を行い徴収に努めつつ、本人と連絡が取れない場合の対応策を労働基準監督署や入国管理局を通じて行うことができないか相談する。	―

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き、債務者と連絡の取れる方法（電話・メール）により、督促を行い徴収に努めつつ、本人と連絡が取れない場合の対応策を労働基準監督署や入国管理局を通じて行うことができないか検討を行う。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	中央図書館企画・情報担当	債権整理番号（3ケタ）	007	債権名	大阪市立図書館Webサイトバナー広告掲載料	債権区分	私債権

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	15	0	15	0	0	0	15	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	15
平29実績	15	0	15	0	0	0	15	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	15
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平30実績	15	0	15	0	0	0	15	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	15
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	15	0	15	0	0	0	15	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	15
令2当初目標	15	0	15	0	0	0	15	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	15

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	残高	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数 1

過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表の テ） 15

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	連絡可能な住所等に対して、催告連絡を継続するとともに、債権者住所への訪問を検討する。	―
取組実績	定期的に住所先に対して、催告連絡を引き続き行う。	―
課題	債務者携帯電話、自宅固定電話、債務社が代表と判明している団体の電話番号への連絡を行っているが、本人との直接連絡がとれていない。	―
改善策	債権管理・回収アドバイザーに相談した結果、直接訪問に具体的な効果が見込めないため訪問は行わないこととした。 債務者住所への催告書の発送を継続する。	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	住宅地図等により債務者住所の実在を再確認する。債務者が代表と判明している団体について再調査を行い直接連絡を試みる。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	学事課奨学金債権管理担当	債権整理番号（3ケタ）	008	債権名	高等学校等奨学金　貸付返還金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アーイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アーカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ－ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	141,887	18,382	123,505	807	640	19,829	122,058	0.7%	14.0%	19,279	7,267	49	7,316	11,963	37.7%	37.9%	5.7%	16.8%	134,021
平29実績	134,021	30,531	103,490	1,369	681	32,581	101,440	1.3%	24.3%	15,058	7,833	0	7,833	7,225	52.0%	52.0%	7.8%	27.1%	108,665
平30当初目標	92,261	55,437	36,824	1,214	0	56,651	35,610	3.3%	61.4%	9,632	6,514	0	6,514	3,118	67.6%	67.6%	16.6%	62.0%	38,728
平30実績	108,665	39,769	68,896	5,890	974	46,633	62,032	8.5%	42.9%	17,634	13,429	0	13,429	4,205	76.2%	76.2%	22.3%	47.6%	66,237
令元当初目標	38,728	0	38,728	11,424	0	11,424	27,304	29.5%	29.5%	9,632	7,228	0	7,228	2,404	75.0%	75.0%	38.6%	38.6%	29,708
令元努力目標	66,237	23,081	43,156	892	0	23,973	42,264	2.1%	36.2%	9,879	5,364	0	5,364	4,515	54.3%	54.3%	11.8%	38.5%	46,779
令2当初目標	46,779	13,761	33,018	892	0	14,653	32,126	2.7%	31.3%	9,879	5,364	0	5,364	4,515	54.3%	54.3%	14.6%	35.3%	36,641

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		629		2		25	12	80	3	751	77	15	1					93	844
過年度	残高		35,253		804		1,279	5,795	6,358	799	50,288	5,779	5,371	594					11,744	62,032
現年度	件数		105		2						107		9						9	116
現年度	残高		3,820		81						3,901		304						304	4,205

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：（④→⑤）又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩又は⑪又は（⑫→⑬）｝→⑭｝又は⑮→⑯

30年度末時点の債務者数	192 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	960
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	66,237

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・その他の借受者に対しては、現年度分に同じ。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・返還免除等の未申請者のうち、債権の一部が時効を迎える者に対しては、催告による時効中断の上、重点的に申請を促すとともに、それでも申請がない場合は支払督促・訴訟などの法的措置により、債権保全に努める。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。
取組実績	・平成31年3月末までに、返還免除対象者3,267人のうち3210人から、また返還対象者950人のうち883人から返還免除申請書等の提出を受け、所得要件を審査のうえ、順次、返還期限を変更し、返還免除または返還の決定を行った。 ・この結果、平成31年3月末現在で、新条例施行時に2,375,570千円あった債権（20年で処理予定）のうち、66.7%にあたる1,584,652千円の債権処理を完了した。 ・また2名974千円については、破産免責により債権放棄（不納欠損）をした。 ・債権の一部が時効を迎える者2名（884千円）について、支払督促申立を行った。	・平成31年3月末までに、返還免除対象者3,267人のうち3210人から、また返還対象者950人のうち883人から返還免除申請書等の提出を受け、所得要件を審査のうえ、順次、返還期限を変更し、返還免除または返還の決定を行った。 ・この結果、平成31年3月末現在で、新条例施行時に2,375,570千円あった債権（20年で処理予定）のうち、66.7%にあたる1,584,652千円の債権処理を完了した。 ・また2名974千円については、破産免責により債権放棄（不納欠損）をした。 ・債権の一部が時効を迎える者2名（884千円）について、支払督促申立を行った。
課題	・本人説明への切り替えや一斉夜間訪問などにより申請は一定進んだものの、一方で再三の訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり理解が得られないなど、申請に至らないケースが残っており、引き続き申請依頼の対応方法を考える必要がある。 ・集団訴訟における和解成立を受けて、これまで申請に慎重であった借受者に対して、積極的な申請促進に取り組む。 新条例に伴う新たな返還対象者において、令和2年度にかけて36人の借受者が時効到来を迎える。	・本人説明への切り替えや一斉夜間訪問などにより申請は一定進んだものの、一方で再三の訪問や説明を行っても連絡が取れなかったり理解が得られないなど、申請に至らないケースが残っており、引き続き申請依頼の対応方法を考える必要がある。 ・集団訴訟における和解成立を受けて、これまで申請に慎重であった借受者に対して、積極的な申請促進に取り組む。 ・新条例に伴う新たな返還対象者において、令和2年度にかけて36人の借受者が時効到来を迎える。
改善策	・引き続き人権上の配慮をしながら、未申請理由の類型化を行い、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない借受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 ・新たに時効を迎える対象者に対しては、今年度重点的に訪問等を行い、条例の趣旨等について丁寧な説明をし、申請を促すが、申請に応じないまま債権の消滅時効を迎える者については、支払督促などの法的措置を行う。	・引き続き人権上の配慮をしながら、未申請理由の類型化を行い、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行い、理解を得られていない借受者に対して丁寧な説明を行い、未申請者に対し申請を行うよう働きかける。 ・新たに時効を迎える対象者に対しては、今年度重点的に訪問等を行い、条例の趣旨等について丁寧な説明をし、申請を促すが、申請に応じないまま債権の消滅時効を迎える者については、支払督促などの法的措置を行う。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・返還請求中の者に対しては、訪問・電話などにより、計画的に返還がなされるよう働きかけを強める。 ・その他の借受者に対しては、現年度分に同じ。	・返還免除等の未申請者に対しては、人権上の配慮をしながら、一斉夜間訪問や遠隔地訪問、再度保護者への説明を行うなどにより申請を促し、債権額の圧縮を図る。 ・返還免除等の未申請者のうち、債権の一部が時効を迎える者に対しては、催告による時効中断の上、重点的に申請を促すとともに、それでも申請がない場合は支払督促・訴訟などの法的措置により、債権保全に努める。 ・債務名義取得者で未納の者に対して、督促・訪問指導によっても任意弁済のないときは、財産調査による差押可能財産の判明に努め、強制執行を含め、債権回収に向けた方策を検討する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	学事課奨学金債権管理担当	債権整理番号（3ケタ）	009	債権名	高等学校等奨学金　遅延損害金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「ー」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	1,623	527	1,096	100	0	627	996	9.1%	38.6%	894	296	0	296	598	33.1%	33.1%	19.9%	36.7%	1,594
平29実績	1,594	73	1,521	145	185	403	1,191	9.5%	25.3%	100	93	0	93	7	93.0%	93.0%	14.7%	29.3%	1,198
平30当初目標	1,264	0	1,264	106	0	106	1,158	8.4%	8.4%	0	0	0	0	0	ー	ー	8.4%	8.4%	1,158
平30実績	1,198	6	1,192	106	0	112	1,086	8.9%	9.3%	91	91	0	91	0	100.0%	100.0%	15.4%	15.7%	1,086
令元当初目標	1,158	0	1,158	106	0	106	1,052	9.2%	9.2%	0	0	0	0	0	ー	ー	9.2%	9.2%	1,052
令元努力目標	1,086	0	1,086	102	0	102	984	9.4%	9.4%	0	0	0	0	0	ー	ー	9.4%	9.4%	984
令2当初目標	984	0	984	2	0	2	982	0.2%	0.2%	0	0	0	0	0	ー	ー	0.2%	0.2%	982

3. 30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

旧分類		回収債権										整理債権								
		③ーC	③ーD	③ーE、F	③ーG	①	②ーA		②ーB	③ーH		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		5								5	3							3	8
	残高		259								259	827							827	1,086
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：(④→⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は (⑫→⑬)｝→⑭｝又は ⑮→⑯

30年度末時点の債務者数	6 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	8
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表のテ）	1,086

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・各債務者に対し、電話・訪問等により、遅延損害金についても支払を行うよう交渉を行う。ただし、この債務については訴訟により債務名義が確定しているものであり、納付に応じない債務者については、強制執行に向け、財産の発見に努める。	・新たに遅延損害金の支払いが生じた者については、速やかに納付を行うよう、交渉を進める。
取組実績	・7名1,192千円の遅延損害金の未収金に対して、電話・訪問等により納付交渉を行った結果、2名106千円の納付があった。 ・1名6千円の遅延損害金は、本市条例に基づき減免した。	・平成30年度に新たに遅延損害金額が確定し、請求を行った8名分91千円は、全額納付された。
課題	・債務名義を取得した債務者の中には、遅延損害金の支払いに対して抵抗感を覚えている者もいるため、未収金の解消に時間がかかることも予想される。	・納期限を過ぎて納付した返還金について、遅延損害金が発生することを説明し、納付を求めるとともに、今後については納期限を遵守した返還金の納付を求める。
改善策	・各債務者に対し、電話・訪問等により、遅延損害金についても支払を行うよう交渉を行う。 ・ただし、この債務については訴訟により債務名義が確定しているものであり、納付に応じない債務者については、強制執行も視野に入れ、取組みを進める。	・各債務者に対し、電話・訪問等により、遅延損害金についても支払を行うよう交渉を行う。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・各債務者に対し、電話・訪問等により、遅延損害金についても支払を行うよう交渉を行う。ただし、この債務については訴訟により債務名義が確定しているものであり、納付に応じない債務者については、強制執行も視野に入れ、財産の発見に努める。	・新たに遅延損害金の支払いが生じた者については、速やかに納付を行うよう、交渉を進める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	学事課奨学金債権管理担当	債権整理番号(3ケタ)	010	債権名	高等学校等奨学金　訴訟費用	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	B1

「A」… 目標を達成　、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達　、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝アｰイ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝アｰカ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コｰス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝(エ＋サ)÷(ウ＋コ)	ツ ＝(カ＋ス)÷(ア＋コ)	テ ＝キ＋セ
平28実績	136	0	136	0	0	0	136	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	136
平29実績	136	0	136	0	0	0	136	0.0%	0.0%	16	0	0	0	16	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	152
平30当初目標	136	0	136	0	0	0	136	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	136
平30実績	152	0	152	9	0	9	143	5.9%	5.9%	0	0	0	0	0	－	－	5.9%	5.9%	143
令元当初目標	136	0	136	0	0	0	136	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	136
令元努力目標	143	0	143	6	0	6	137	4.2%	4.2%	6	0	0	0	6	0.0%	0.0%	4.0%	4.0%	143
令2当初目標	143	0	143	6	0	6	137	4.2%	4.2%	0	0	0	0	0	－	－	4.2%	4.2%	137

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

		回収債権										整理債権									
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数								8		8	14	1	1					16	24
	残高								44		44	89	4	6					99	143
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権:(④→⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ ／ 整理債権:｛(⑩又は⑪又は(⑫→⑬))→⑭｝又は⑮→⑯

30年度末時点の債務者数	23 人	過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	24
		過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	143

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	各債務者に対し、返還金の納付と合わせて、訴訟費用についても支払を行うよう交渉を行う。ただし、返還金および訴訟費用については、訴訟により債務名義が確定しているものであり、返還・納付に応じない債務者については、強制執行に向け、財産の発見に努める。	・新たな債務名義の取得により訴訟費用の支払いが生じた者については、速やかに返還金および訴訟費用について納付を行うよう、交渉を進める。
取組実績	・返済が困難な債務者について、履行延期特約により、返済を猶予した。	平成30年度は24名152千円の訴訟費用のうち、1名9千円の納付があった。
課題	・債務名義を取得した債務者の中には、訴訟費用の支払いに対して抵抗感を覚えている者もいるため、未収金の解消に時間がかかることも予想される。	・債務名義を取得した債務者の中には、訴訟費用の支払いに対して抵抗感を覚えている者もいるため、未収金の解消に時間がかかることも予想される。
改善策	・引き続き各債務者に対し、返還金の納付と合わせて、訴訟費用についても支払を行うよう交渉を行う。	・引き続き各債務者に対し、返還金の納付と合わせて、訴訟費用についても支払を行うよう交渉を行う。

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	各債務者に対し、返還金の納付と合わせて、訴訟費用についても支払を行うよう交渉を行う。ただし、返還金および訴訟費用については、訴訟により債務名義が確定しているものであり、返還・納付に応じない債務者については、元金とともに強制執行に向け、財産の発見に努める。	・新たな債務名義の取得により訴訟費用の支払いが生じた者については、速やかに返還金および訴訟費用について納付を行うよう、交渉を進める。

（参考）29年度実績における徴収率の政令指定都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）　※①、②未入力の場合はその理由

① 政令指定都市20市中（合計徴収率）　大阪市　　位

② 過年度徴収率　大阪市　0.0%　／ 政令指定都市平均　　現年度徴収率　大阪市　0.0%　／ 政令指定都市平均　　合計徴収率（過年度+現年度）　大阪市　0.0%　／ 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	教育活動支援担当（学校保健体育グループ）	債権整理番号（3ケタ）	011	債権名	就学援助制度否認定における医療費援助費の戻入	債権区分	私債権

1．30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B2	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	B2

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2．未収金残高の推移（実績及び目標）

（単位：千円）

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額（過年度分）	徴収額（過年度分）	不納欠損額（過年度分）	未収金解消額（過年度分）	翌年度調定繰越額（過年度分）	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額（現年度分）	徴収額（現年度分）	不納欠損額（現年度分）	整理額（現年度分）	翌年度調定繰越額（現年度分）	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア−イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア−カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ−ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝（エ＋サ）÷（ウ＋コ）	ツ ＝（カ＋ス）÷（ア＋コ）	テ ＝キ＋セ
平28実績	20	0	20	0	0	0	20	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	20
平29実績	20	0	20	0	0	0	20	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	20
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平30実績	20	0	20	0	0	0	20	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	20
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	20	0	20	0	0	0	20	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	20
令2当初目標	20	0	20	0	0	0	20	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	20

3．30年度決算における未収債権の状況 （件数、未収金残高、債務者数）

（残高の単位：千円）

		回収債権										整理債権								
旧分類		③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H		④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権①～⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	残高	0	20	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛〔⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）〕→ ⑭ ｝又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数 1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数 1

過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高（上記2の表の テ） 20

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	転居の可能性があるので区役所へ住民票の公用請求を行い、住所地を確定し、お知らせを送付し、分割納付についても視野に入れながら引き続き未収金の回収に努める。	―
取組実績	区役所への公用請求の準備を行った。	―
課題	初期対応をした学校の担当者が、人事異動により転勤をしていくので、確実に引き継ぎを記録に残してしていくようにする。	―
改善策	学校の担当者へも回収がまだできていないことを伝え何か解決策が見つからないか確認する。	―

5. 令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	区役所に公用請求を照会し、住所地の特定を行う。	―

未収債権の目標及び具体処理策

所属	教育委員会事務局	課・担当	総務部総務課	債権整理番号(3ケタ)	013	債権名	支払済みの損害賠償金にかかる求償金	債権区分	私債権

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	－	現年度	－	合計(過年度＋現年度)	－

「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「－」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア ＝前年度のテ	イ	ウ ＝ア-イ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝ア-カ	ク ＝エ÷ウ	ケ ＝カ÷ア	コ	サ	シ	ス ＝サ＋シ	セ ＝コ-ス	ソ ＝サ÷コ	タ ＝ス÷コ	チ ＝(エ＋サ)÷(ウ＋コ)	ツ ＝(カ＋ス)÷(ア＋コ)	テ ＝キ＋セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	－	－	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	－	－	43,615	0	0	0	43,615	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	43,615
平30当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
平30実績	43,615	0	43,615	0	0	0	43,615	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	43,615
令元当初目標			0			0	0	－	－				0	0	－	－	－	－	0
令元努力目標	43,615	0	43,615	0	0	0	43,615	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	43,615
令2当初目標	43,615	0	43,615	0	0	0	43,615	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	－	－	0.0%	0.0%	43,615

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類		回収債権 ③－C	③－D	③－E、F	③－G	①	②－A		②－B	③－H	回収債権①～⑨計	整理債権 ④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥	整理債権⑩～⑯計	合計①～⑯
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
	非強公・私債権				債務名義の取得のため法の手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数					1					1								0	1
過年度	残高					43,615					43,615								0	43,615
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権:(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権:{(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)} → ⑭} 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数	1 人

過年度件数計＋現年度件数計＝30年度年度末未収金件数	1
過年度残高計＋現年度残高計＝30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	43,615

4．30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債務者と協議を重ね、計画的な納付を求める。 ・弁護士に債務者の財産調査等を委託し、金融機関に照会を行う等財産状況の把握に努める。 ・今後必要に応じて、強制執行も含めた債権回収の方策について検討する。	―
取組実績	・求償金債権の回収にかかる相手方との協議、財産調査等について弁護士の委任契約のもと、弁済にかかる交渉を継続的にを行った。 ・弁護士法第23条に基づく照会を実施し、主要な銀行の口座について調査を行ったが、回収が見込める財産は確認できなかった。	―
課題	・債務者が財産状況等の自主的な開示を拒否しており、財産状況が不明であり、返済方法の合意ついて交渉が難航している。 ・債務者本人に計画的な納付を求めるが、弁済資力がないことを理由に納付に応じないことも想定される。	―
改善策	・受任弁護士と調整のうえ、必要に応じて強制執行も含めた債権回収の方策について検討する。 ・債務者の財産開示について、協議の状況を踏まえながら手続を進める。	―

5．令和元年度の取組内容 （1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・債務者と協議を重ね、計画的な納付を求める。 ・弁護士に債務者の財産調査等を委託し、引き続き財産状況の把握に努める。 ・今後必要に応じて、強制執行も含めた債権回収の方策について検討する。 ・本人所有の不動産等の状況を定期的に確認し、あらゆる側面から回収方法を検討する。	―